

新制度推進に全力で取り組み

～新「ぎょさい」制度実施を機に～

全ての漁業者の「ぎょさい」加入と補償力のアップを目標として、この四月にスタートした新しい普及推進運動『新ぎょさい総加入運動 21』初年度の上半期事業概況(見込)がまとまりました。

平成 14 年 9 月末現在の加入見込は、加入者件数 11,966 人、共済金額 1,584 億円で、前年度同期の加入実績を加入者件数で 4%、共済金額で 7% 下回るという残念な結果となっています。

漁獲共済では、廃業と自然減などの影響により、10 トン未満漁船漁業やいか釣漁業など、多くの漁業種類で実績が減少しましたが、さんま棒受網漁業等での契約割合引上もあり、合計すると加入者件数 4,534 人、共済金額 884 億円で、前年度同期の加入実績をわずかに下回る程度にとどまりました。

一方、養殖共済では、魚価安等から廃業や放養尾数の減により、ほぼ全ての養殖種類で減少し、加入者件数 6,482 人、共済金額 669 億円で、前年度同期の加入実績を加入者件数で 7%、共済金額で 14% も下回るという結果となりました。

地域全体を揺るがすような規模の大きな災害が発生し、被災地区の「ぎょさい」加入状況を確認すると、未加入であったり加入していても契約割合が低かったりして残念な思いをすることが少なくありません。これは「ぎょさい」加入が全国平均で 5 割を多少超える程度にとどまっていることによります。

こうした状況を打破するために漁業災害補償法が改正され、漁業者にとってより一層加入しやすくなった新「ぎょさい」制度がこの 10 月 1 日から実施されております。

< 制度改正の内容 >

漁獲共済の区分の見直し・加入要件の緩和

- ・ 漁船漁業のトン数別加入区分の統合
(第 2 号漁業の加入要件の廃止し、第 2 号漁業と第 3 号漁業を統合)
- ・ 集団加入方式による加入を 2 人から可能とした
てん補内容の充実
- ・ 漁業サイクルに対応した包括継続申込特約の導入
(補償水準が同一な共済契約を一定年間自動更新する特約)
- ・ 新てん補方式の導入
漁業者のニーズに即した養殖共済の特約などの充実
- ・ ワクチン等により防除可能な疾病による損害をてん補対象外とすることにより掛金を安くした特定病害不てん補特約および病害低てん補特約の創設
- ・ 共済金額設定方法に選択性を導入

- ・ 養殖共済対象魚種を拡大
 (3年魚はまち、3年魚かんぱち、1年魚すずき、2年魚すずき、2年魚ひらまさ、3年魚ひらまさ、まあじ、1年魚しまあじ、2年魚しまあじ)
- ・ 掛金分割方法の改善
 漁業施設共済の創設
- ・ 養殖・特定養殖共済から分離した施設共済と漁具共済を統合し、てん補内容を充実、対象の拡大(リース施設)、国による保険実施
 地域共済事業の実施(実施時期：平成15年4月)
- ・ 休漁補償共済
 (漁船や漁具の損傷によって操業が制限された期間の減収を補てん)
- ・ 養殖魚イケス分損特約共済
 (イケスごとの風水害が一定基準以上の場合にてん補する特約)

近年、異常な自然災害が数多く発生し、漁業経営が一段と厳しい状況に直面している中で、「ぎょさい」の果たす役割の重要性はますます高まりを見せており、各方面から注目を浴びています。

私ども「ぎょさい」団体は、今年度から4年間にわたる新たな普及推進運動『新ぎょさい総加入運動21』を展開しておりますが、今回の制度改正を機として、不慮の災害や予期し得ない漁業の大不振などの発生時に損失補てんの機能を十分に果たせるよう、更なる加入拡大を目指します。